

令和8年度第1回品川区障害福祉計画等策定委員会 議事要旨

日 時: 令和8年5月22日(金) 9時30分～11時30分

会 場: 品川区役所 第二庁舎6階 261・262会議室

出席者数: 17人(うちオンライン参加1人) 欠席者数: 5人

1 開 会

○事務局より配付資料の確認

次第

資料1 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定の概要について

資料2 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

資料3 障害福祉計画・障害児福祉計画骨子案比較表

資料4 第8期品川区障害福祉計画・第4期品川区障害児福祉計画における施策体系(案)

資料5 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための基礎調査報告書<概要版>

資料6 品川区障害福祉計画等策定委員会委員等一覧

《参考資料1》 第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画

《参考資料2》 品川区障害福祉計画等策定委員会設置要綱

○障害者施策推進担当部長挨拶

○委員委嘱

○委員長挨拶

○副委員長挨拶

2 議 事

(1) 委員紹介

(2) 計画策定の概要・スケジュールについて

委員長

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

議事の(2)「計画策定の概要・スケジュールについて」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

○資料Ⅰ 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定の概要について説明

それでは次第に沿って進めます。はじめに資料Ⅰの「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定の概要について」をご覧ください。

はじめに「1. 計画の位置づけ」として、それぞれの計画の性格を記載しております。

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の3計画は、「品川区基本構想」が掲げる区の将来像を実現するために策定された「品川区長期基本計画」の障害福祉分野に関する部門別計画として、区の障害児者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものでございます。

3計画のうち、「障害者計画」は障害者施策に関する基本計画としての性格を有しており、区の障害者施策全般の方向性や基本方針を定めるものでございます。

これに対して、「障害福祉計画」そして「障害児福祉計画」は、障害児者のサービス基盤等に係る成果目標の設定、サービス見込量及び確保のための方策等を定めるものであり、障害者計画の実施計画に相当するものとなります。

続いて、「2. 計画期間」についてです。

障害者計画は、障害者基本法第11条の第3項で策定を義務付けられており、計画期間は自治体の任意で設定できます。現行の障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間でございます。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項、障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項で策定を義務付けられており、どちらの計画期間も基本は3年間とされております。現行の計画は令和6年度から令和8年度までの3年間、この度策定する次期計画は令和9年度から令和11年度までの3年間で計画期間となります。

次に、「3. 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定体制」です。

繰り返しになりますが、令和8年度末をもって、現行計画の期間が満了するため、

「品川区障害福祉計画等策定委員会」を設置し、計画内容などに関して協議・検討し、新たな計画を策定します。

下の図表、中央の計画策定体制についてご説明いたします。

策定にあたり、本委員会である「障害福祉計画等策定委員会」を設置して計画に関する協議を行います。あわせて、障害者総合支援法第88条の第9項に基づき、品川区地域自立支援協議会において意見聴取を行います。あわせて、障害者団体にも意見照会をいたします。

また、素案に対するパブリックコメントの実施に先立ち、今年度新たな取組みとして、区民向けの素案説明会を開催することで、計画の認知度向上を図り、広く区民からの意見聴取に努めてまいります。

続きまして、「4. 次期計画策定のための基礎調査アンケート」については、資料5にてご説明いたしますので本資料では割愛させていただきます。

最後に「5. 策定スケジュール」です。

策定委員会は年4回の開催を予定しております。日時はメールでもお知らせし、次第に記載しております。第1回は本日、第2回は8月、第3回は10月、第4回は3月に開催予定でございます。

また、各策定委員会の検討内容としては、本日の第1回は、計画の概要説明、骨子案、施策体系の検討、8月の第2回は、計画素案検討の1回目でございます。10月の第3回は、計画素案検討の2回目となり、3月の第4回は計画案の検討を予定しております。

また、策定委員会開催にあたり、事前に関係部署との庁内調整のため必要に応じて庁内連絡会を3回開催いたします。

そのほかのスケジュールとしましては、先程少し触れましたが、区民への素案説明会をパブリックコメント前、11月に開催予定でございます。詳細は確定次第ホームページ等で公開いたします。説明会后、区民意見の聴取の場として、パブリックコメントの実施、障害者団体及び品川区地域自立支援協議会への意見聴取を予定しております。

パブリックコメントは、11月中旬より「広報しながわ」及び区ホームページ等で計画素案を公表し、1か月の期間を設け、意見を募る予定でございます。

12月中旬から1月中旬にかけてこれらの意見を集約して計画素案の加筆・修正

のち、計画案として取りまとめ、第4回策定委員会で協議いただき、計画案の了承をいただ
いてから、区で計画を決定いたします。その後、翌年度早期に「広報しながわ」や区ホームペ
ージにおいて、計画を公表したいと考えております。

資料1の説明は以上です。

委員長

事務局から計画の概要及びスケジュールに関する説明がありました。

今年度新たな取組みとして、区民に対しての説明会の実施を予定しているということで、
詳細が決まり次第委員会でもご報告していただければと思います。

資料1について、ご意見やご質問はございますか。

(意見なし)

次に(3)障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針について、事務局から説明をお願い
します。

事務局

○資料2「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要について説明

それでは資料2をもとにご説明いたします。

市区町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するにあたっては、
国の定める基本指針を踏まえることとなっており、このあとご説明する施策体系案もこの指
針を踏まえた案となります。

資料2は令和8年3月31日付で告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援
等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について」の概要でございます。こ
ちらを用いて説明いたします。

1ページの「1. 基本指針について」は只今ご説明した内容のため省略させていただきます。

その下「2. 本指針の構成」をご覧ください。【新規】とされているところが、今期の改正で
加えられた部分でございます。第一の五に、「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立
ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方」という項目が追加されてお
ります。

同じく第二の七に、「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のため
の生産性向上」が追加されております。

3ページの「4. 成果目標」では国の成果目標の改正が示されています。このなかには、都道府県計画に定めるべきものと市区町村計画に定めるべきものが併記されており、4ページの「5. 活動指標」とあわせて、今後設定していくこととなります。成果目標は、第3回の策定委員会で議題とする予定でございます。

資料2の説明は以上です。

委員長

ありがとうございます。事務局から国の基本指針に関する説明がございました。

区の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に沿って策定するということで、今回の大きな改正部分は、人材の確保・定着等に関する部分ということでした。活動指針については、今後の委員会で協議していくということになります。

資料2について、ご意見やご質問はございますか。

委員

(資料2「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要 4「成果目標」に関する質問)

資料2の4「成果目標」の②「精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築」に「K6による住民のこころの状態を把握」とあります。単純にこのK6というのは何かという質問です。

事務局

こちらは、アメリカのほうで、うつ病や不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された評価の尺度になります。日本では国民生活基礎調査において活用されているため、こちらに記載されております。

委員

1つだけ意見を申し上げると、あまり各区民の精神的な病気に区が介入しすぎないほうがよいのではないかと危惧しています。そのあたりも意識して計画をつくっていただければと思います。こころの状態というのは少し気になりました。

委員長

ありがとうございます。

委員

令和11年に改定される計画は、品川区長期基本計画、品川区地域福祉計画、品川区介護保険事業計画、品川区障害福祉計画、品川区障害児福祉計画、品川区子ども・子育て支援事業計画です。この7計画が11年に全部改まる形になります。

本来、長期基本計画または品川区地域福祉計画を理解した上で、その中に障害福祉計画があるべきだと思います。しかし、一度に7本を11年度につくりますと、上位計画の持っている内容を障害福祉計画や子どもの計画に反映するための時間の差がありません。

上位計画を1年ほど前につくって、その翌年以降に障害福祉計画等をつくるほうがいいのではないのでしょうか。

事務局

委員のご指摘のとおりのところもございます。令和11年度に7計画を一度に策定となりますが、関係部署と協議を図りながら、計画の期間を変更するかについては検討すべき部分かと思います。

現時点で計画時期の変更についての回答はいたしかねますが、関係部署と協議・連携し、上位計画が各部署の計画にどのように反映されるかについて検討したいと考えております。

委員

今回の策定をするにあたり、品川区長期基本計画と品川区地域福祉計画は生きている状態なので、この2つの計画のリーフレットのようなものがあれば事前に配布をお願いしたいと思います。

事務局

各部署の担当に確認し、情報共有に努めてまいります。

委員長

ありがとうございます。良い指摘をいただいたので、いろいろな計画をしっかりと見ながら進めていきたいと思います。

それでは、(4) 骨子案の検討について、事務局より説明をお願いします。

事務局

○資料3 障害福祉計画・障害児福祉計画骨子案比較表について説明

資料3「障害福祉計画・障害児福祉計画骨子案比較表」をご覧ください。

資料の見方でございますが、左列に現行計画、中央列に次期計画の案、右列が備考でございます。

改正のポイントとしては3点ございます。

- 1つめが、現行計画の章立てのならびのわかりづらい部分を組み替えた点、
- 2つめが、現行計画では区の障害者施策の課題を明記した部分がないため追加した点、
- 3つめが、施策体系と成果目標の内容の追加・修正でございます。

まず1つめ章立てのならびについてでございますが、章の項目としては増減なく、順序を入れ替えた案を資料1中央列にお示しております。

はじめに、新しく委員にご就任いただいた方もいらっしゃいますので、現行計画の組立てを簡単にご説明いたします。

資料3左列をご覧ください、1ページの第1部が「計画策定について」で、これは計画の総論にあたります。計画の目的や位置づけを明確にして、障害児者の現状及びとりまく課題を整理する部分でございます。

この第1部は2章構成になっており、第1章は「計画の概要」として、計画策定の背景・趣旨や位置づけ、計画の期間、計画の策定体制等を定めております。

第2章は、「障害児者の現状」として、1番目に障害児者の現状、2番目として前障害者計画の振り返り、3番目は、アンケート調査結果についてとりあげております。

つづいて第2部は、「障害者施策の方向性について」として、区の障害者施策全般の方向性や基本方針等を定める障害者計画に相当する部分となります。

第2部は、5章構成となっております、第1章は「基本理念」、第2章は「基本方針」、第3章は「施策の方向性」、第4章は「重点的に取り組むべき施策」、第5章は「計画の施策体系」でございます。

資料3では2ページ目になりますが、第3部は、「障害福祉サービス等の提供体制の確保」として、障害者のサービス基盤等にかかる成果目標の設定等を定める、第7期品川区障害福祉計画、第3期品川区障害児福祉計画に相当する部分になります。

第3部は、3章構成で、第1章は「計画の成果目標」、第2章は「サービス見込量及び確保の方策」、第3章は資料3では3ページ目の、「今期の主要テーマと取組みの方向性」でございます。

そののち、資料3の4ページ目として、資料編を掲載しております。

それでは、変更内容についてご説明いたします。

中央列、次期計画の第2部をご覧ください。第3章にて品川区障害者計画の「施策体系」を示してから、第4章で同計画の「施策の方向性」として内容を掲載したいと考えております。変更の理由ですが、現行計画では、第3章にて「施策の方向性」を記載したあとの第5章にて、「施策体系」の図を掲載していたところ、体系図を示してから内容を述べたほうが自然でわかりやすいと考えたためでございます。

第3部障害福祉計画・障害児福祉計画も、同様の流れへの変更案をお示ししております。2ページ第3部の中央列をご覧ください。第1章にて障害福祉計画及び障害児福祉計画の施策体系を示し、次の第2章で同計画の「施策の柱と取組みの方向性」をもってきて、成果目標、サービス見込量と続ける流れに変更したいと考えています。左列現行計画では、先ほどご説明しましたとおり、1ページ下段、第2部第5章にて3計画の施策体系を示しておりますが、この施策体系とリンクしているのが、3ページ第3章の「今期の主要テーマと取組みの方向性」に記載される施策の柱でございます。ここがリンクしているにもかかわらず、両者の間に、2ページ第3部第1章の成果目標及び第2章サービス見込量についての章が挟まれていることで、わかりづらくなっているため、変更したいと考えております。

どちらも、全体像を示してから、詳細を記載する順序に変更するもののご理解いただければと思います。他22区の計画も、ほぼすべての区が改正案の流れになっており、区民にとっても、わかりやすくなるかと考えております。

章の組替えに関しては以上です。

次に改正の2つめ、課題の明記についてです。1ページ第1部第2章の2として、課題のページを設ける予定です。現行計画では、アンケート結果の掲載はしていますが、課題の明確な記載がございません。そのため、次期計画では、アンケート結果等からの課題を抽出し、課題を明記したページを設けたいと考えております。

最後に改正の3つめ、こちらが内容部分で、施策体系と成果目標の見直しでございます。

2ページ中央の次期計画改正案における、第3部第1章及び第2章の施策体系については、このあと資料4でご説明させていただきます。

3ページ第3章の計画の成果目標でございますが、こちらは国が示す基本指針のとおりに変更しています。追加されたのは7の「障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上」のみで、他は順序の入替がございます。

さらに、4ページ第4章の最後に、各サービスにおける施設整備の需要に関する記述を、2～3ページ設けたいと思います。こちらについては、施設整備の需要ということで、今後、アンケートも踏まえ、区の現状、ニーズの把握に努めたうえで、どのようにコラムに施設整備の需要について反映していけばよいのかを考え、策定委員会でもお諮りしたいと思っているところでございます。

変更点については、文字だけではわかりにくい部分もあったかと思いますが、国の指針に基づいた部分と、択の状況も確認させていただきながら、わかりやすく次期計画の策定、流れをつくっていきたいと考えております。

資料3の説明は以上でございます。

委員長

事務局から骨子案に関する説明がございました。

骨子案ですが、目次部分に相当するもののご理解いただければと思います。

施策体系図と内容の流れ、課題の明記、そして施策体系と成果目標の内容について変更の提案がございました。

ご意見・ご質問はございますか。

委員

第2部の品川区障害者計画の第1章、基本理念の最後の行に「～しあわせを実感できるまち、」の「、」句読点について、意味があって句読点にしたのか、ただの誤字なのかについてご指摘させていただきます。回答を得たいということではないです。

本題です。第3部第2章の施策の柱について、こちらの順番というのは何か意図があるのでしょうか。例えば、施策の柱が1から10までありますが、区民の意向やアンケート結果によってこの順番にしたなど、理由について気になりました。

事務局

こちらの施策の柱は、国の指針と品川区障害者計画の基となっている国の障害者基本計画の順番と基本的にリンクさせております。

委員

国の指針は全国が対象なので、区民の要望を踏まえ、品川区として独自に重点的に取り組んでいくことなど、重きを置きたい課題を上の方に持ってきてもよいかと思いました。

事務局

テーマについては国の指針に基づいて設定させていただいていますが、その中で内容を細かく分析し、国の方向性を反映させるとともに、品川区独自の取組みや区の課題も盛り込む予定でございます。アンケートもいただいた回答についてはしっかりとニーズの把握・分析を進めて、計画の柱やテーマに沿った形で区独自の課題を掲載させていただきます。

品川区の計画として、しっかりとお示ししたいと考えておりますので、第2回・第3回の策定委員会で、皆さまにご協議いただきたいと思いますと考えております。

委員

入所者へのアンケートを実施されているようですが、品川区の施設内だけで実施されているように感じました。品川区民の中には、区外の様々な施設に入所されている方もいると思いますが、そのような区外施設の入所者についてもアンケート調査の対象に含まれていますか。

事務局

入所施設を利用されている方へのアンケートについては、区外にいらっしゃる方に対しても送付させていただいております。そちらの回答もアンケート分析に反映させていきたいと考えております。

委員長

骨子案につきましては、本案にて確定とさせていただきます。

目次や細かい内容につきましては、今後の検討過程で修正の可能性のあることをご了承ください。具体的な案が出てきた際には差替えや調整をさせていただきたいと考えております。

それでは次に議題の(5)施策体系の検討について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

○資料4 第8期品川区障害福祉計画・第4期品川区障害児福祉計画における施策体系(案)について説明

この施策体系は、先ほど資料2にてご説明した国の基本指針を踏まえ、昨年度実施した基礎調査・アンケート調査をもとに、障害児者のニーズ等を勘案して作成したものです。

資料の構成でございますが、左2列が現行計画の体系、中央2列が次期計画の体系案、右2列が変更の理由とそれぞれの施策に追加が見込まれる事項となります。

変更箇所を順にご説明いたします。

まず施策の柱1「包括的な相談支援の充実」でございますが、現行計画では「相談支援の充実」であったところについて、「包括的な」を追加しております。

こちらは、基本指針本文において、障害者の重度化・高齢化・ヤングケアラーなど問題が複雑化している点、親なき後の支援の重要性、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう体制を整えることが重要、などが追記されていることから、レベルアップさせる意味で、変更しております。

次に、柱3「障害福祉サービス等の充実」の主な施策・取組の3-5として、「発達障害支援の充実」を新設しています。

こちらは、基本指針本文において、発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が、こどもの発達障害の特性を理解し、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の構築が重要である旨、記載されております。

また、昨年度基礎調査の一環として実施した団体ヒアリングにおいても、ピアサポートの整備等、発達障害児者への支援に対する声が寄せられていることから、主な施策として一つ立てております。

続いて、1つ下3-6として、サービスの質の向上でございますが、こちらは現行計画では柱3のなかの3-5、「サービスの質の向上・研修等の充実」としていたところ、このあとご説明しますが、「研修等の充実」部分を次の柱に移行させたために「サービスの質の向上」のみに変更しております。

続いて、施策の柱4「障害福祉人材の確保・育成」として、こちらは柱を新設しています。

見直し前の指針においても、福祉人材の確保等については触れられておりましたが、先程の資料2にて少し述べたように、今回の見直しでは「成果目標」として正式に位置づけられ

ており、今回の改正の目玉として、柱立てております。主な施策・取組として、(1)で「障害福祉人材の確保・定着」、(2)で「研修の充実・職場環境の整備」としております。

次に、施策の柱8「社会参加の促進」の8-2、現行計画では柱7の7-2です。

こちらは国の基本指針にて、「スポーツ活動」から、「スポーツ・健康増進活動」に変更されたため、反映したものでございます。

最後に、施策の柱9「障害理解と権利擁護の促進」の9-3「合理的配慮の提供の充実・促進」、でございますが、現行計画では柱8の8-3、「行政における合理的配慮の提供の充実」としていたところ、障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮が義務化されたため、行政に限定しない表記に変更しております。

資料4のご説明は以上でございます。

委員長

事務局から施策体系案に関する説明がございました。

今回の施策体系案は、障害福祉計画・障害児福祉計画の大きな骨組みをつくるためのものでございます。

基本指針に基づいた変更とのことですが、こちらについて皆様いかがでしょうか。

委員

施策体系をさらに充実させるという観点から、4点ほど申し上げさせていただきます。

1つめが、障害者の高齢化への対応です。

障害者が高齢化することでニーズが変わってきており、特に65歳で障害福祉から介護保険に切り替わる際に、サービスが切り下げられるという課題があります。この点を計画に盛り込んでいただきたいです。

2つめが、新庁舎竣工に伴うバリアフリー化です。

次の計画期間で新庁舎が竣工予定ですので、新庁舎におけるさらなるバリアフリー化の取組みを計画に入れていただきたいです。

3つめが、住宅確保の強化です。

現在の住宅セーフティーネット登録住宅は2棟24軒に過ぎません。民間住宅も大切ですが、公的住宅の充実を区の重点施策として位置付けるべきだと考えます。

4つ目が、障害者団体への支援強化です。区の実取組みも重要ですが、障害者団体の活性化も同等、あるいはそれ以上に重要です。障害者団体への支援強化と連携充実を計画に明記していただきたいと思います。

事務局

ご意見いただいた4点は、施策体系の充実に向けた非常に重要なご指摘だと考えております。

各点につきましては、独立したテーマとして立てるべきか、あるいは既存施策に組み込むべきか、関係各課と協議しながら検討させていただきたいと思っております。

新庁舎バリアフリー化、住宅確保につきましては、複数の関係課に関わる事項ですので、所管課としても十分に勉強させていただき、対応してまいります。

検討内容は次回以降の策定委員会でご報告させていただき、協議させていただきたいと考えております。

委員

区民障害者団体へのアンケートを区が取りまとめており、全体状況を把握していると思います。国方針に沿って計画をつくるということですが、区独自に把握している課題というのは、どこかに記載されているのでしょうか。

事務局

現行計画の第1部には、第2章『障害児者の現状』を掲載しておりますが、次期計画につきましては、実施するアンケート調査の結果を分析し、『障害児者施策の課題』をページとして確保させていただく予定です。そのアンケート結果の分析を通じて、区独自の課題や今後の取組み、方向性をしっかりと示してできるよう考えています。

具体的な掲載内容につきましては、第2回、第3回の策定委員会で案について、協議させていただきたいと考えています。

委員長

それでは次に、議事の(6)その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局

○資料5「品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための基礎調査報告書
＜概要版＞」について説明

それでは、資料5の「品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための基礎調査報告書＜概要版＞」の1ページをご覧ください。

「1 調査の目的」ですが、この調査は、今回策定する第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定にあたり、区内の障害のある方の生活状況やご意見・ご要望などのニーズを把握するために実施いたしました。

調査対象は2番のとおりで、調査票は個人向けに3パターン、18歳以上の在宅の方、18歳未満の在宅の方、施設入所の方 向けにそれぞれ作成いたしました。3番、4番についてまとめたのご説明となりますが、調査期間は約1か月間設け、調査票を郵送し、回答は郵送またはインターネット回収にて実施しました。

5の「配付・回収結果」でございますが、在宅18歳以上の方は、配付数4,070件に対して有効回収数は1,832件、回収率は45.0%となりました。

在宅18歳未満の方は、配付数1,645件に対して有効回収数は889件回収率は54.0%でした。

施設入所の方は、配付数293件に対して有効回収数は129件、回収率は44.0%となりました。

個人向けの調査の合計としては、配付数6,008件に対して有効回収数2,850件、回収率は47.4%となりました。

回収率は、前回令和4年度に実施した調査では41.0%でしたので、6.4ポイント増加したことになります。これは、障害児者施策への興味・関心の高まりに加え、インターネット回答の割合が23ポイント増えていることから、その普及も影響したものと考えられます。

また、区内の障害福祉サービス等事業所向けにも調査を実施し、配付数198件に対して有効回収数は118件、回収率は59.6%となりました。これは前回調査時の34.5%と比べて25.1ポイントと大きく上昇しました。事業所へのリマインド通知等、回収率向上に向けての取り組みの効果が生じたものと考えられます。

3ページ目からは、主な設問とそれに対する回答を掲載しております。なお、報告書全体版は、6月上旬に区ホームページにアップし、委員の皆様にもお知らせする予定でございます。

また現在、アンケート調査を分析し、課題抽出を行っております。第2回の策定委員会から、課題の設定も含め、計画素案の検討が始まりますので、それまでにご一読いただけますと幸いでございます。

資料5基礎調査報告書のご説明は以上です。

委員長

この資料は概要版ということで、抜粋した設問と集計結果が掲載されているということでしたので、全体版もあわせてご案内次第ご確認いただければと思います。

この時点で、概要版の部分についてもしご意見あれば、今後の参考にもなりますので、お願いできればと思います。

委員

(資料5 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための基礎調査報告書
＜概要版＞に関する意見)

アンケートについての要望があります。

現在のアンケートはふりがなが振ってあり、知的レベルが高い方であれば回答できるかもしれませんが、中重度の方の場合、本人の真の意思を引き出すことは難しいと考えます。

他の自治体では「やさしい版」を作成している例もありますので、次回以降は本人がわかりやすい言葉で、簡潔なアンケートの作成をぜひお願いしたいです。

また、回答の際に親と一緒にだと、本人が親の意向を忖度して答えてしまう傾向があります。今年度内での実施は難しいと思いますが、相談支援専門員とともに、親抜きでの実施を3年程度かけて進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

ご本人がご回答いただけるような表現のものを検討したいと思います。

委員

アンケートの概要版を見て、障害別にした方がいいと感じた部分が多くあります。身体障害と知的障害、中途障害など、障害の種類や状況は全く異なるのに、「障害者」という枠でまとめられてしまっていてわかりにくいと感じました。

また、配偶者がいる人もいれば、家族が支援している人もいますので、アンケート結果が何を意味しているのかばやけてしまいます。

施設入所者であれば、施設しか知らない方は「施設がいい」と答えるはずですが、ご本人の気持ちに対しての意思決定支援がなされていない中で、施設の職員さんたちがどこまでご本人の聞取りができたのかが不明確だと感じました。

次のアンケート作成の際は、もう少しきめ細やかさを持たないと、ご本人の気持ちや本音が出にくいかと思います。支援者側の意思決定支援スキルも高める必要があると思います。本音が引き出せなければ、後に施策との乖離が生じるので、次のアンケートも見据えた計画を練っていくのもひとつかと思いました。

事務局

ご指摘いただいた、障害の度合いによる回答の難易度や回答率の課題は、お話を伺って一層感じた部分です。次回調査は3年後になりますが、しっかり反映させていきたいと考えております。

また、概要版では、質問の意図など読みづらい部分があると思いますが、この後お示しする全体版とあわせてご確認ください。前後の流れで理解しやすくなる部分もあるかと思えます。また、今回、クロス集計もしております。単発の結果では見えてこないものも、複数の問いの回答を合わせると、見えてくる課題があると考えておりますので、必要に応じてクロス集計をはじめ分析を可能な限り緻密に進めていき、結果、課題を皆さまにお示しできるように進めてまいりたいと考えております。

委員

(資料5 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための基礎調査報告書
＜概要版＞(24ページ)に関する意見)

在宅障害児の調査の回答者の97.5%がご家族の方であるにもかかわらず、「将来、どこで暮らしたいか」という設問に対し、「お子様ご本人の希望」との表記がされている点に違和感があります。これはお子様本人の希望ではなく、回答された親の希望なのではないかと思えます。これでは誤解が生じてしまうのかなと思いました。

事務局

障害児調査の対象は0歳からと幅広く、未就学児や低学年は理解が難しいため、ご家族のフォローが必要となったのではないかと考えられます。

また、障害者と障害児で設問を大きく変えていないため、対象年齢によっては回答の解釈が難しい部分もございます。

全体版の公開に向けて、こうした課題を認識したうえで、皆さまに提示できるようにしてまいりたいと考えております。

委員

親が回答したケースが大多数で、例えば、肢体不自由Ⅰ級では意思のある方はいらっしゃいますが、自分で回答できない方が大多数です。私自身、親の立場から「子どもの将来」ではなく「親としての希望」で回答してしまっています。

クロス集計をしているということでしたが、もっと詳しく種別はもちろん、級別等で親が回答した内容や傾向を分析し、わかりやすく集計していただきたいと思います。

事務局

ご指摘いただいたとおり、本人とご家族の回答では差が出てくるとあらためて認識したところです。

現在も分析を継続しており、限られた時間の中ではございますが、可能な範囲でより課題が見えるようなクロス集計を、次の委員会までに事務局と受託事業者で検討し、提示したいと考えています。

委員長

ぜひ委員の皆さまからも、事務局にご提案いただき、すべてが反映できるかどうかはわかりませんが、こういう数字・見方があるのではないかといたったように、ご意見いただければと思います。会議の席だけでは難しいと思いますので、期日を設け、ご意見をいただいて分析に反映できればと思います。

委員

現在のデータからは課題が見えにくいと感じています。

視覚障害を例にすると、「働きたくない」が6割というのは、50代以上の割合が高いことが原因と思われます。集計自体に誤りはないと思いますが、18～39歳の視覚障害者に絞るなど、さらに細かいクロス集計が必要だと考えます。

そこで、全体版が出た後に「これが欲しい」と追加でクロス集計をお願いすることは可能でしょうか。

また、我々委員は公務員ではありませんが、区長からの委嘱を受けています。3,000件程度のデータであればエクセルで分析できます。集計前の元データを見ることはできないのでしょうか。

事務局

全体版のアンケートをお送りする際に、「こういったクロス集計が欲しい」というご要望をいただければ、期日を設けたうえで、可能な限り対応したいと考えています。

事務局でも分析を進める中で、わかりやすいクロス集計を検討してまいります。皆さんからのご意見も可能な限り反映させていただきますので、お気づきの点があればぜひお聞かせください。

ただ、時間的な制約がありますので、すべてのご要望にお応えできない部分もあります。その点ご理解いただいたうえで、ご意見をお寄せいただければと思います。

委員

(資料4 第8期品川区障害福祉・第4期品川区障害児福祉計画における施策体系(案)及び、資料5 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための基礎調査報告書<概要版>(6~7ページ)に関する意見)

3点あります。

1つめは、資料4「変更理由」の「ヤングケアラーについて追記あり」についてです。

ヤングケアラーは障害者家族だけでなく、父母がいない子が孫の立場で高齢者のケアをしている場合も含まれます。障害福祉計画では拾いきれていない可能性があるため、配慮が必要だと思います。

2つめは、概要版の6ページ「手帳の種類」についてです。

「手帳の種類」に「自立支援医療費」とありますが、手帳として扱っていいのかという点が気になります。

また、「愛の手帳 22.7%」という表記は、「8割が手帳を取っていない」という意味でしょうか。

3つめは、概要版の7ページ「精神障害者保健福祉手帳の等級」についてです。

1級が40.5%と表示されていますが、おそらく4.05%の誤りと考えられます。次回以降は訂正してご使用ください。

事務局

ヤングケアラーについては、関係所管と連携しながら、どのような形で反映できるか検討してまいります。

数字の誤りについては、大変申し訳ありません。誤りを認識していたのですが、概要版を送る際に反映が間に合いませんでした。次回の全体版で修正してお送りします。

愛の手帳については、1,832人が回答され、それぞれどの手帳を持っているかという質問に対して、その中の22.7%の方が愛の手帳を持っていると回答されたということでございます。

委員長

愛の手帳については、持つべき人全体に聞いて、そのうち2割が取っているというわけではないということです。

委員

わかりました。ありがとうございます。

自立支援医療費を手帳扱いにして統計に載せていただくのは、今まで対応いただけなかったもので助かります。

委員長

手帳の種類の表現については、「手帳等の種類」というように、手帳だけでなく実際に支援が必要な方々の実態がちゃんと見えるような本質的な表現がよいのではないかと思います。何より皆さんが必要な数字が見えることが大事です。

今後については、全体版ができてからでも大丈夫なので、「これは反映させてほしい」というご意見があればぜひお聞かせください。期日はまた後日あらためてお伝えします。

また、先ほどの基礎調査の元データの提供が可能かという質問について、区の職員だけが見る調査という認識でアンケートを回答されていると思われるため、委員の皆様への元データの提供は難しいと思うのですが、事務局いかがでしょうか。

事務局

基礎調査の元データにつきましては、区の成果物となるため、委員の皆様への提供はできかねます。委員の皆様には基礎調査報告書の公開という形でのお渡しになります。ご理解いただければと思います。

委員長

事務局にはアンケートの分析をしていただき、委員の皆様からはご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

アンケート分析をされる際のお願いがございます。

アンケートの質問項目というのは、その質問に合わせて答える頭になってしまうため、実際の困り感がうまく反映されにくい場合があると思います。

例えば、「困っているか」という問いでも、困っていても誰も解決してくれないと思ったら、「困っていない」と答えてしまうことがあるため、「その他」や「無回答」になりやすいと思います。

また、親御さんたちからは将来への不安という声がありますが、そもそも区民の皆さんが自分たちの考えて区の施策やサービスが変わるという実感を持っていないのではないのでしょうか。

そこで、集計や考察をする際には、その数字の裏にある本当のニーズを想像していただきたいです。

例えば、ご本人は本当に施設で暮らしたいと思っているのか、もっと違う世界を知っていたら違う選択をするのではないか、ということです。知的障害者の方が「ひとり暮らしがしたい」とあまり回答しないのは、グループホームや施設以外の選択肢を知らないからかもしれません。意思決定支援も施設や家族側ができていなければ難しいです。

ぜひ、心を通わせた集計にしていきたいです。区民の皆さんは本当に何を考えているのか、こう言っているけれど本当なのか、そのような視点で見えていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。アンケートの回答に困らないように、選択肢を増やしてできる限りご自身の考えを反映できるような形で選択肢を選んでいただきたいということで、選択肢を充実させているところです。可能な限り皆さんの率直な意見を聞きたいと思い、「その他」以外を選択してほしいということで、追加した部分がございます。そういったところも含め、私どもも当事者のイメージをしながら集計をしっかりしていきたいと考えております。

ただ、イメージや想像でこの計画にどのように根拠として落とし込むかが難しく、やはり数字が一番の根拠にならざるを得ないというのが実情です。そこはご理解いただきたいと思います。

一方で、計画の現状や課題の部分については、障害者団体の皆さまからのヒアリングを通じて、生の声をしっかり聞いて反映させていきたいと考えています。直接、お話をお聞きすることで、私たちの想像力を裏づけてくれるものになると思っています。そのあたりもしっかり確認し活用しながら、計画は想像力豊かに作ってまいりたいと考えております。

また、数字だけがひとり歩きしないよう、計画の中ではしっかり言葉で補えるようにしていきたいと考えております。

委員長

障害者団体の方や、ご家族の団体も含めて、ご意見を頂戴して反映させるという形になっていると思います。本当は、皆さんの充実した未来というものが描けて、そこに計画が乗る形がいいと思いますが、国の計画もそのようにはなっていないため課題かと思います。品川区は、そこをできる限り努力していただけたらと思います。

委員

アンケートに関して質問です。

去年の秋に実施したアンケートの本集計がまだ出ていないということですが、Web回答はほぼリアルタイムで分析できると思います。紙の回答はデータ入力しなければなりませんが、それにしても、時間がかかりすぎだと思います。

10月に締め切ったアンケートが、約4,000通あって、開封・集計・資料作成に、ここまで時間がかかっています。どの段階でそんなに時間を要しているのでしょうか。

また、計画期間は来年の4月からということで、その約1年前の今この時期に議論をしているわけですが、アンケートの開始を考えると1年半も前の情報で計画が始まる点は、課題があるのではないかと思います。

また、事務局と策定委員会と一緒にアンケートの設問を吟味したうえで実施できれば、議論の質はもっと上がるのではないかと考えています。

今のペースでは、ここで質問を議論しても、夏に対象者抽出、秋に実施となり、来年に集計結果が出ないと進められないという話になってしまいますが、Web回答はすぐにできますし、紙の回答も早く集計することはできそうなので、その辺の現状をお伺いしたいと思います。

事務局

ご不便をおかけし、申し訳ございません。

集計に時間がかかっている理由としましては、今回、クロス集計を前回より大幅に増やしているため、どのクロス集計が必要かを吟味したうえで、結果を分析し文章化するという作業に時間を要しているというのが現状です。

現在、最終校正中でございますので、早急に皆さまに提示できるよう進めてまいります。

委員長

時間がかかりすぎというご指摘をいただいたので、この辺りは今後の課題かと思います。

委員

施設に入所している方と地域移行との関連性を明確にするため、施設入所者の中でも、品川区または東京都以外の施設に入所している方の人数をカッコ書きで記載していただくと、わかりやすくなると思います。

事務局

該当する数字は把握しておりますので、どの情報を公開するかも含めて検討したうえ、可能な範囲で提示してまいります。

委員長

閉会のお時間となりましたので、このあたりで区切らせていただきます。
先ほど申し上げましたとおり、期日をお伝えしたうえで、アンケートについてのご意見や分析のご要望を、可能な限りお答えできるようにしてまいりたいと考えております。ご意見やご要望をお寄せいただければ幸いです。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございました。

(3) その他

○連絡事項

3 閉 会